

## 2 基本目標2 地域を支える「仕組みづくり」

### (1) 権利擁護の推進

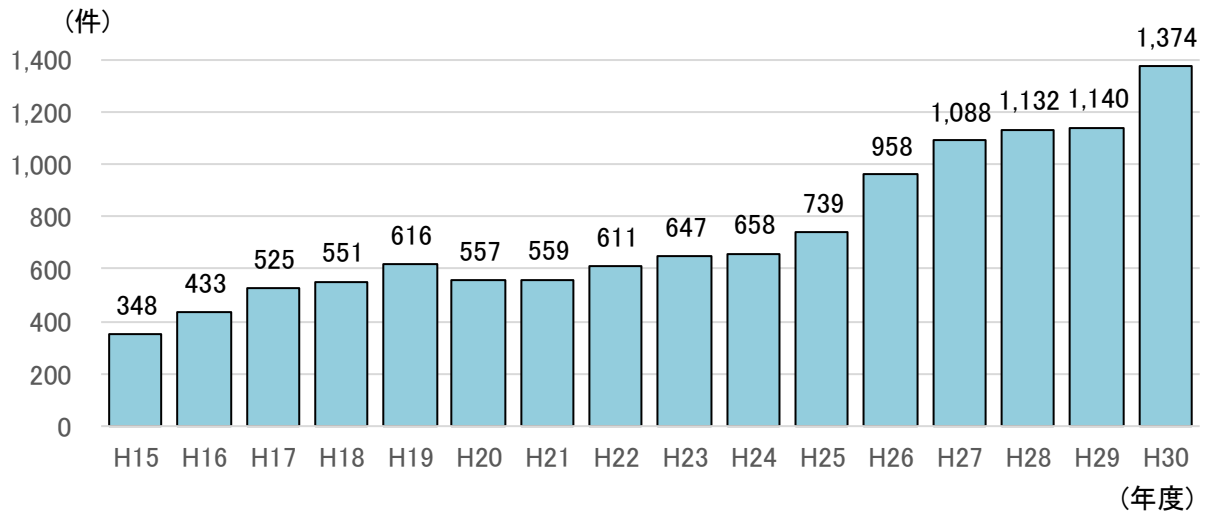
地域を支える「仕組みづくり」においては、虐待防止や障害者差別の解消、成年後見制度などの権利擁護の推進、社会的配慮を必要とする人への支援、第三者評価、苦情対応など、権利擁護の推進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

#### 【現状と課題】

核家族化や児童虐待相談件数の増加、高齢者虐待における対応困難事例の増加等の中で、次のような課題が生じています。

- 核家族化などの世帯構成の小規模化・多様化に伴い、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安がある人をはじめ、全ての人々が安心して地域で生活するためには権利擁護の推進が重要です。
- 全国で虐待による子どもの死亡事件が発生し、児童虐待は社会全体で解決すべき喫緊の課題となっています。本県においても、児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は、平成30年度（2018年度）まで10年連続で増加しており、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な施策を展開する必要があります。

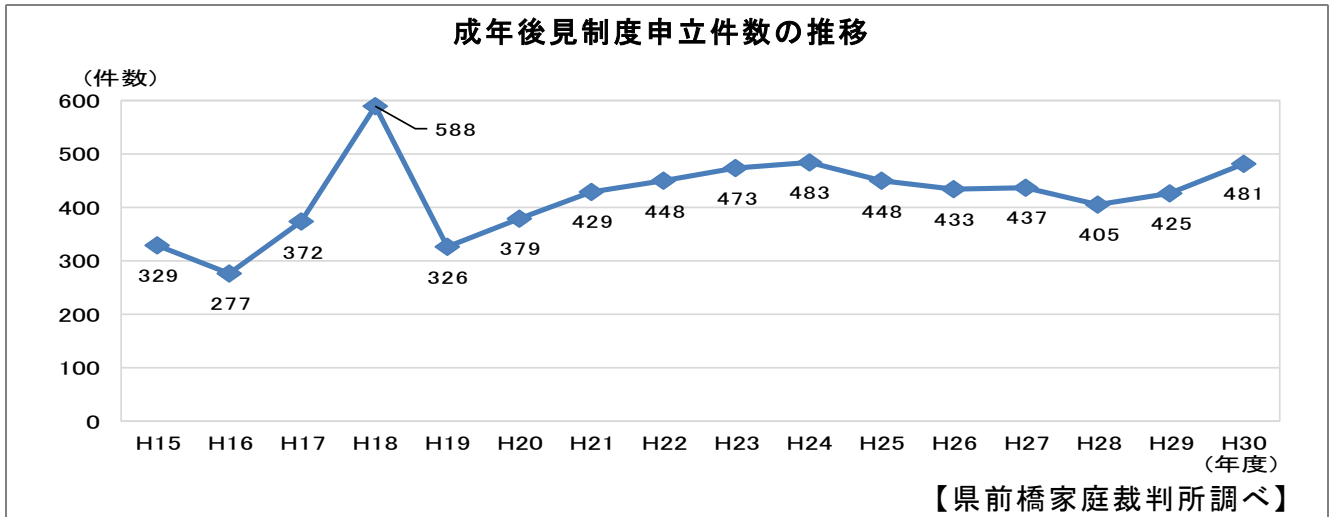
児童相談所の虐待相談受付件数の推移



【県児童相談所調べ】

- 本県における高齢者虐待に関する相談・通報件数は、平成29年度（2017年度）に275件あり、そのうち虐待が認められた件数は153件となっており、多くの虐待事例が発生しています。また、市町村や地域包括支援センターに寄せられる高齢者虐待等の相談内容は、対応が困難な事例が増えており、虐待防止や早期発見・早期対応のためのネットワークを構築するとともに、市町村や地域包括支援センターの対応力の向上を図っていく必要があります。

- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難で、人権や財産上の不利益を受ける恐れがある人もいるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。また、全ての県民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、共に暮らしていることを認識し、日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていくことが必要です。



- 平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）の間に、県内6か所の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は、年間1,800件から2,000件前後で推移しています。DV被害者が相談をためらい被害が潜在化することのないよう、相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりを推進するとともに、被害者が地域で自立した生活を送れるよう中長期的で切れ目のない支援を行う必要があります。また、配偶者から暴力を受けた人や刑務所出所者等への支援は、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となることから、市町村など関係機関と連携して支援体制を構築していくことが求められています。
- 平成29年（2017年）犯罪概況書によれば、全国で刑法犯により検挙された人のうち、65歳以上の高齢者は20.2%を占めています。犯罪をした人の中には、各種保健医療や福祉サービスを受けられたにも関わらず、手続を行わなかったために再犯に至った人も少なくないことから、社会復帰や地域生活への定着に関する支援が求められています。
- 多くの福祉サービスは利用者の生活に欠かせないものであるため、利用の中断を危惧し要望や苦情を言い出しづらい特性があるとともに、サービス内容等によっては他の事業者を選択する余地がない可能性があります。そのため利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業者自らが福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められており、事業者には、専門的かつ客観的立場から評価する福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望まれます。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。権利擁護の推進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

## 【施策の方向】

### ア 虐待防止

#### 児童・障害者の虐待防止

- ・ 障害のある人の権利擁護や虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた障害のある人への支援などの相談を行うために設置されている「障害者権利擁護センター」により障害者虐待防止に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化してその機能を十分に発揮できるよう体制を整備します。
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）の周知や児童虐待防止の啓発活動に努めるなど県民への注意喚起を図るとともに、児童相談所の体制強化や市町村、警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携を強化します。
- ・ 子育て家庭のストレスを軽減し、良好な親子関係の構築に資するよう、本県独自の子育て講座「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」の全県的普及に努めます。

#### 相談体制の充実

- ・ 児童虐待を防止するため、児童相談所の児童福祉司や児童心理司について、専門職の採用を継続するなど必要な数を確保・配置するとともに、研修の充実など人材育成にも積極的に取り組み、専門性の強化を図ります。
- ・ 引き続き、児童相談所に警察官や弁護士を配置するとともに、児童虐待に専門的知見を有する医師を医療アドバイザーとして委嘱するなど、複雑化・多様化する児童虐待相談にも高い専門性を発揮して対応します。

#### 市町村における取組への支援

- ・ 児童虐待相談に適切に対応するためには、市町村と児童相談所が適切な役割分担のもと連携を強化するとともに、それぞれの体制強化を図る必要があることから、市町村の相談体制のより一層の拡充を図るため、職員研修の充実や市町村に設置された要保護児童対策地域協議会の運営支援を行います。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置及び運営の支援を行います。

#### 高齢者虐待の防止

- ・ 虐待対応を行う市町村からの相談に弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口の設置及び当該専門職の派遣、研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を行うとともに、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に引き続き努めます。

### イ 障害者差別の解消

- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いや社会における様々な障壁を解消するため、障害のある人やその家族、その他の関係者からの相談に応じる窓口を設置し、随時相談に応じる体制を整えるとともに、障害者差別解消の取組を効果的・円滑

に行うために設置している群馬県障害者差別解消推進協議会により障害のある人の差別解消推進の取組を強化します。

## ウ 成年後見制度などの権利擁護の推進

- ・市町村や地域包括支援センターなどにおける虐待の相談体制の充実や対応力の向上、虐待防止、早期発見・早期対応のためのネットワークの整備が推進されるよう支援します。
- ・認知症や知的障害、精神障害等により判断応力に不安がある人が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理などの支援の確保に努めます。
- ・成年後見制度の利用を必要とする人が安心して利用できるよう、関係機関と連携しながら、市町村における体制整備を支援するとともに、必要に応じて広域的な体制整備の調整を行います。

## エ 社会的配慮を必要とする人への支援

### **配偶者からの暴力被害者等への支援**

- ・民生委員・人権擁護委員向けの広報資料の作成等により、被害者の早期発見・通報体制の整備を図ります。
- ・研修などを通じて、市町村相談員の資質向上を図り、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。
- ・民間団体等と連携し、一時保護所等を退所した後の被害者の就労支援や各種手続などの自立支援を行います。
- ・地域の様々な関係機関等と連携し、予防啓発やDV被害者の自立支援に取り組み、配偶者等からの暴力のない社会づくりやDV被害者支援のネットワーク構築に取り組みます。

### **矯正施設退所予定者等への支援**

- ・高齢または障害により福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者や退所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しながら、社会復帰や地域生活への定着を支援します。

### **外国人への支援**

- ・外国人が生活する上で生じる様々な疑問や困り事に適切に対応するため、「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を設置し、多言語で相談に応じ、外国人の暮らしやすい環境整備を図ります。
- ・外国人住民が安心して暮らせるよう、医療や年金、保険、福祉などの社会保障制度を円滑に利用できる環境を整える取組を進めるとともに、災害に対する知識や経験が少ない外国人住民に防災訓練を実施するなど幅広いサポートに努めるほか、生活上の不安や子どもの教育、言葉の問題等の心理的ストレスに起因するメ

ンタルヘルス対策の充実を図ります。

### オ 第三者評価、苦情対応

- ・ 事業者には福祉サービス第三者評価の効果や必要性を周知するとともに、受審を促進します。
- ・ 福祉サービスに関する利用者の苦情については、まずは事業者の努力により解決することが望まれますが、それでは解決できない場合に、解決に向けた助言等を行う福祉サービス苦情解決制度を周知します。

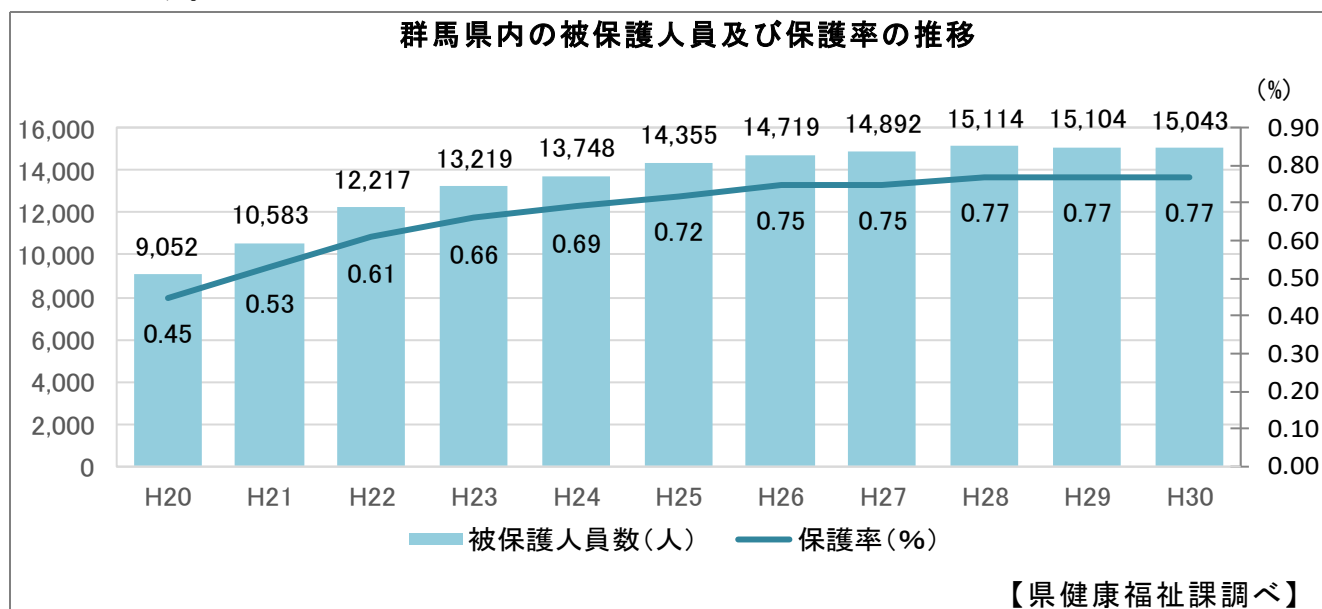
## (2) 福祉サービス基盤の確立・促進

地域を支える「仕組みづくり」においては、生活困窮者支援の推進や生活保護の実施、ひとり親家庭の自立支援、ひきこもり支援、依存症対策、専門的支援、複合化・複雑化した課題への支援など、福祉サービス基盤の確立・促進が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

### 【現状と課題】

高齢の生活保護受給者の増加や複合化・複雑化した課題を抱える世帯の孤立化、ひきこもりの長期化・高齢化等の中で、次のような課題が生じています。

- 複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯が顕在化していることから、市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び提供体制の確立が重要であり、専門的な支援体制の構築等、市町村や地域を支える福祉サービス基盤の確立・促進が求められています。



- 生活困窮を理由とした相談者は依然多く存在しており、生活保護に至る前段階での相談・支援等の強化に取り組む必要があります。また、リーマンショック後伸び続けていた生活保護受給者数は平成27年（2015年）3月以降減少傾向ですが、高齢者の受

給者数は伸び続けており、受給者数の約6割が65歳以上となっています。平成30年（2018年）の生活保護法改正を受け、貧困の連鎖を断ち切るための進学支援や医療扶助費削減のための健康管理支援、貧困ビジネスへの規制強化などに取り組む必要があります。

- 平成28年（2016年）国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成27年（2015年）の日本の子どもの貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあると言われていますが、貧困の次世代への連鎖が大きな課題となっています。また、貧困は、単に経済的な欠乏だけでなく、人間関係のつながりの貧困、自信の喪失などが状況を悪化させるとされており、経済的な支援だけでなく、子どもや家庭が抱える様々な課題への支援が必要です。また、ひとり親家庭の就業の状況を見ると、非正規雇用労働者の割合が高く、特に母子家庭の母においては、就業経験の少なさなどにより、就職後も不安定な雇用条件にあることが多いため、自立に向けた就業支援が重要になっています。
- ひとり親家庭においては、仕事や家事、子育てを一人で担わなければならない状況の中で孤立しがちであることから、ひとり親が抱えている様々な悩みや不安を解消し、子育てを支援するための施策が必要となっています。
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等を抱えている世帯の中には、地域から孤立していたり、相談先が分からない世帯もあるため、主に市町村域において多機関の協働による総合的な支援体制の構築が求められています。また、対人支援については、具体的な課題解決を目的としたアプローチとともに、本人と支援者が継続的につながることを目的とするアプローチ（伴走型支援）が求められています。
- ひきこもりの長期化・高齢化や、子が50歳代、その親が80歳代となり様々な課題を抱える、いわゆる8050問題が新たな社会問題となっていますが、課題を抱えている場合には、できるだけ早く相談に結びつけることが重要です。
- 依存症は適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患ですが、患者本人や家族が依存症であるという認識をもちにくいことなどから、依存症患者が必要な支援を受けられていない場合もあり、依存症の支援体制を構築する必要があります。
- 近年の医療技術の進歩により、常時、医学的管理を必要とする在宅の医療的ケア児や重症心身障害児が増加しています。医療的ケア児等が地域において適切な支援を受けられるよう、体制の整備に努める必要があります。
- 難病患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療費を給付し、患者の負担軽減を図るとともに、患者の療養支援のため、難病相談支援センターが運営されています。難病は多種多様であり、患者が必要とする多様な支援ニーズに対応していく仕組みが求められています。
- がん患者がどこに住んでいても適切ながん医療が受けられる体制が整備され、今後は在宅療養を希望するがん患者等のために、必要な医療や福祉サービスを受けられる体制の充実を図っていく必要があります。
- 発達障害への社会の理解が高まるにつれ、発達障害児やその家族への一層の支援が求められていることから、より身近な地域で、できるだけ早期に支援が受けられるような体制づくりを行う必要があります。

- 自殺の要因として考えられる事項は、心や身体の病気、経済問題、労働問題、人間関係、家庭問題など多岐にわたっており、複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われていることから、県、市町村、民間団体、関係団体、企業、県民等が協力して、自殺対策を総合的に推進する必要があります。

---

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。福祉サービス基盤の確立・促進を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

---

## 【施策の方向】

### ア 生活困窮者支援の推進

#### 生活困窮者自立支援の推進

- ・就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性等の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対し、各状況に応じて、自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業など生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、自立の促進を図ります。

#### 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの貧困対策は、貧困の連鎖の防止に向けた取組が重要であり、地域の状況に応じた教育支援や生活支援、就労支援、経済的支援など幅広い施策について、市町村や、県庁内の関係部局と密接な連携を図りながら貧困の連鎖の防止に向けて取り組みます。
- ・生活困窮世帯の子ども等を対象とした学習や生活を支援する事業に取り組むとともに、学校・家庭以外の居場所づくりや生活習慣の形成・改善支援等に努めます。

### イ 生活保護の実施

- ・資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その状況に応じて経済的自立や社会生活、日常生活における自立を支援します。

### ウ ひとり親家庭の自立支援

- ・経済的支援や生活支援、就業支援、子育て支援など各種支援を総合的に実施するとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

### エ ひきこもり支援、依存症対策

#### ひきこもり支援

- ・ひきこもりに悩む人の相談や支援を行うため、ひきこもりに特化した相談窓口と

して設置している「ひきこもり支援センター」により、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化を図ります。

### **依存症対策**

- ・ 依存症相談拠点として指定した「こころの健康センター」を中心に、民間団体を含む関係機関と十分な連携をとりながら、依存症相談支援体制の構築を進めます。

## **オ 専門的支援**

### **医療的ケアを要する状態にある児童等への支援**

- ・ 保健や医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアを要する状態にある児童等への支援に関する課題や対応策について検討します。
- ・ 医療的ケアが必要な障害のある子どもに対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを養成します。

### **難病・がん患者等への支援**

- ・ 難病診療連携拠点病院を中心とした難病医療提供体制の充実を図り、難病患者の安定した療養生活の確保に努めます。
- ・ より多くの患者・家族に必要な支援が届くよう、「難病相談支援センター」と医療機関、保健福祉事務所、就労支援機関等の連携の緊密化を図ります。
- ・ 在宅療養を希望するがん患者等が必要な医療や福祉サービスを受けることができるよう、県内に17か所あるがん診療連携拠点病院等の相談支援センターが、福祉サービスを提供する市町村等と連携を密にしながら、がん患者等を支援する体制を継続するとともに、介護従事者を対象とした緩和ケア研修の実施等により、がん医療に関する知識の普及に努めます。

### **発達障害児等への療育支援**

- ・ 保育所等への専門的技術支援であるコンサルテーションを実施し、発達障害等のある子どもや保護者への支援を行うとともに、市町村事業との連携、地域資源の有効活用など、障害児療育体制の整備を進めます。

## **カ 複合化・複雑化した課題への支援**

### **相談体制の整備等（複合的な課題等への対応）**

- ・ 障害のある人やその家族が抱える複合的な課題や公的な福祉サービスでは対応が困難な課題等について相談や対応ができるよう、市町村等における地域生活支援拠点等の整備促進のための支援や相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等について、市町村を支援するとともに、



広域的な支援体制の整備を進めます。

- ・高齢の要介護の親と中高年のひきこもりの子が同居する生活困窮世帯への支援など、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が進むよう、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談）や本人・世帯の状態に合わせ社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）を行う市町村を支援します。

### **自殺防止のための相談体制支援のネットワークづくり**

- ・地域における自殺の実態や社会的背景などを踏まえ、保健や福祉、教育、医療、経済、労働、警察、消防、地域の民間・関係団体等と協議しながら、市町村や関係機関、関係団体とともに地域の実情に応じた自殺対策を推進し、身近な所で相談・支援が受けられる顔の見えるネットワークづくりを支援します。

## **(3) 災害時における福祉的支援の充実**

地域を支える「仕組みづくり」においては、地域における要配慮者支援や災害福祉支援ネットワークの強化、災害時におけるボランティア活動の支援など、災害時における福祉的支援の充実が必要です。まずは、その【現状と課題】について整理します。

### **【現状と課題】**

近年、地震や風水害、大雪等による災害により、多大な人的・物的被害が発生する中で、次のような課題が生じています。

- 市町村は、高齢者や障害者のように災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新するとともに、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を進めることが必要です。また、事前に避難行動要支援者の状況を把握し、緊急避難体制を整備しておくことや、聴覚や言語等に障害のある人が必要な支援を求めることができるよう、通報支援体制を整備しておくことが求められています。
- 市町村は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、状況に応じて特別な配慮を受けられる「福祉避難所」の整備を更に進める必要があります。
- 東日本大震災や熊本地震では、避難生活の長期化や福祉的支援の遅れにより、高齢者や障害のある人などの要配慮者の心身の状態が悪化し、災害関連死や介護需要の前倒しが多数発生したことから、災害時における福祉支援体制の充実が求められています。
- 災害が発生した場合、時間により変化する多種多様な被災地のニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟な対応が可能な災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮します。被害規模が大きくなるにつれ、地元のボランティアだけでなく、他地域からのNPOやボランティア等の支援を受け入れること

も必要です。

このような現状や課題の中で、今後進めていく【施策の方向】を項目ごとにまとめました。災害時における福祉的支援の充実を図るために、これらの方向に沿った取組を進めていきます。

## 【施策の方向】

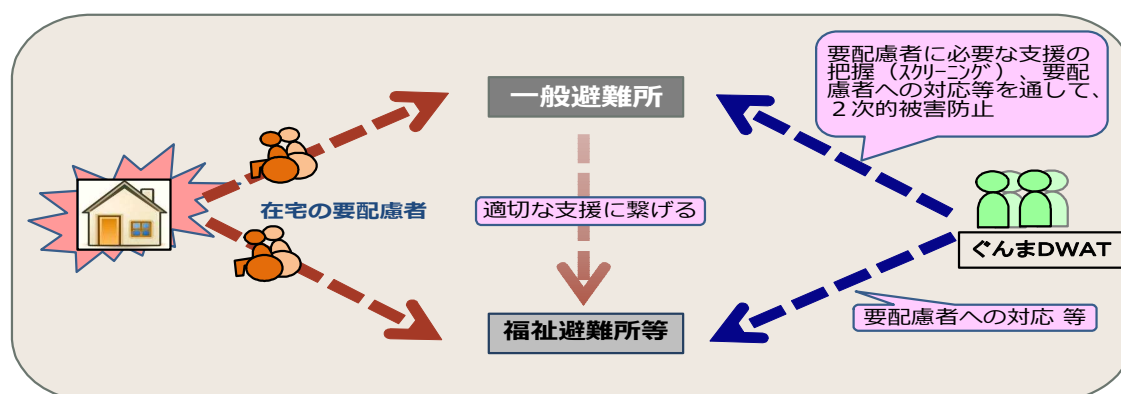
### ア 地域における要配慮者支援

- ・市町村における避難行動要支援者名簿の作成や要支援者避難支援に係る個別計画の策定、福祉避難所の指定等が促進されるよう、福祉と防災の担当部局が連携し、先進事例の紹介や助言等を行います。
- ・聴覚や言語等の障害により電話による119番通報ができない人のため、各消防本部によるNet119緊急通報システムや、ファクシミリ・メールによる緊急通報受信体制の整備が進むよう支援します。
- ・県のホームページ、SNS等による災害情報の提供のほか、点字や音声等による情報の提供、手話通訳者の派遣など、障害の特性に留意した災害情報の提供体制の充実を図ります。

### イ 災害福祉支援ネットワークの強化

- ・行政や福祉団体等で構築している群馬県災害福祉支援ネットワークでは、災害時に福祉施設間で利用者の相互受入や応援職員の派遣を行う体制や、福祉の専門職チームである群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）を避難所へ派遣する体制を整備しており、近県との連携を含め、更なる体制強化に努めます。

#### 群馬県災害派遣福祉チーム（ぐんまDWA T）派遣のイメージ



災害発生時、避難所等においても要配慮者に対する支援を提供できるようにする  
⇒ 災害派遣福祉チームによる福祉的ニーズの把握（スクリーニング）及び要配慮者に対する福祉的支援。

## ウ 災害時におけるボランティア活動の支援

- ・大規模災害発生時に、被災者の膨大なニーズに応えるためには、柔軟に対応できるボランティアとの連携が重要となるため、平時から福祉部局や防災部局、社会福祉協議会、NPO、民間団体等とネットワークを築き、災害時には連携・協働してボランティア活動を支援します。
- ・被災地における初動支援や生活支援等のため、必要に応じて、他地域からのボランティアの受け入れが円滑に行われるよう努めます。
- ・災害ボランティアの養成や普及啓発を行うほか、ボランティアの受け入れ・支援体制、災害ボランティアセンター、支援活動を行うNPO・ボランティア団体との情報共有等について検討を行い、災害時、NPO・ボランティア等と連携・協働して円滑な支援活動を行うための体制を整備します。